

地域における商業の活性化に関する要項

(目的)

第1条 この要項は、吹田市産業振興条例（以下「条例」という。）に規定する産業振興施策のうち、商業振興施策の推進に関し、必要な事項を定めることにより、日常生活を支える地域密着型商業の基盤の強化及びその持続的な発展を促進し、もって地域のにぎわいを創出し、地域経済の循環及び活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において、条例に定めるものの他、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商業者等 市内において商業又はサービス業に属する事業を営む者又は小売商業施設を設置する者をいう。
- (2) 商店街 市内において小売商業等が集積している地域をいう。
- (3) 小売市場 小売商業調整特別措置法（昭和34年法律第155号）第3条第1項に規定する小売市場その他これに準ずるものをいう。
- (4) 商店会 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に規定する商店街振興組合、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に規定する事業協同組合その他の小売商業者等の団体をいう。
- (5) 経済団体 商工会議所法（昭和28年法律第143号）に規定する商工会議所、商業団体連合会その他これに類する団体をいう。

(基本方針)

第3条 地域における商業の活性化は、市が商業者等及び商店会、経済団体との協働の下に、商業の活性化のための施策を行うことにより推進されなければならない。

2 地域における商業の活性化は、商業者等が自助努力及び創意工夫による取組を基に推進されなければならない。

(市の役割)

第4条 市は、商店会及び経済団体の自主活動と連携して、基本方針にのっとり、必要に応じ次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 情報の収集及び提供
- (2) 商業の活性化に関する調査・研究
- (3) 商業者等への官公需の確保
- (4) 融資のあっせん
- (5) 助成金の交付
- (6) 人材の育成
- (7) 商店街の組織強化及び組織強化への支援
- (8) 第6条第3項による活動への支援
- (9) その他市長が必要と認める施策

(商業者等の役割)

第5条 商業者等は、魅力ある店づくりが地域における商業の活性化に資することから、商店会及び経済団体との連携を図りながら、自らの事業の発展に努めるものとする。

2 市内の商店街又は小売市場において事業を営む商業者等は、商店会へ加入するよう努めるとともに、商店会が商店街又は小売市場の活性化を図るための事業を行うときは、応分の負担を行う等により当該事業に協力するよう努めるものとする。

3 商業者等は、消費生活の向上、地域環境との調和及び地域の安心・安全の確保に十分配慮しなければならない。

4 市内において大型店を運営する者は、商業者等の受注機会の確保及び地元雇用の創出に努めるものとする。

5 市内において大型店を運営する者は、地域貢献活動に努めるものとする。

(商店会の役割)

第6条 商店会は、商店街及び小売市場が市民生活の利便性を向上させ、安全で快適な商業空間となるようその整備に努めるものとする。

2 商店会は、商店街及び小売市場が地域における核としてにぎわいを創出し、市民の交流の場となるようその活性化を図るものとする。

3 商店会は、商業者等の加入を促進し、その組織基盤の強化に努めるとともに、商店会相互の連携を図るものとする。

4 商店会は、加入者等に対してその事業内容及び経理内容を明らかにしなければならない。

(経済団体の役割)

第7条 経済団体は、商業者等に対する経営の相談、指導並びに商店会及び小売市場の運営、活動に対する指導、助言などの支援に努めるものとする。

2 経済団体は、商業の活性化に寄与する事業等を行うことにより地域における商業の持続的な発展を図るとともに、地域社会へ貢献するよう努めるものとする。

3 前条第4項の規定は、経済団体について準用する。

(委任)

第8条 この要項の施行に関し必要な事項は、産業労働にぎわい部長が定める。

附 則

この要項は、平成22年1月1日から施行する。

事業者等に求められる具体的な地域貢献策の例（案）

吹田市では平成21年4月1日付で、産業振興条例を施行し、条例を具現化するため、『地域における商業の活性化に関する要項』を平成22年1月1日付で施行しました。

要項施行にともない、事業者等に求められる地域貢献策の具体例を下記のとおり作成しました。この具体例は、事業者等が行う取組として想定されるものをできるだけ多く例示したものです。事業者等は、店舗の特徴（業態、取扱品目、営業時間等）、立地環境（中心市街地か、郊外部か）、組織体制（従業員数等）などを勘案して、できることを選択して取り組んでください。

<具体的な地域貢献策の例>

1 地域づくりの取組みへの協力

- ① 商店会など地域の団体への加入と参画（準会員も含めた団体への加入等）
- ② 様々な実施主体（行政のみならず、商店会、経済団体など）によって実施される各種行事、地域振興のための取組みへの参加、協力、協力、費用負担
- ③ 地域で実施される各種行事への会場の提供、店舗内オープンスペースの活用
- ④ 地域住民を対象とした料理教室等のカルチャークラスの実施
- ⑤ 従業員が地域行事、学校行事等に参加・協力する場合の配慮

2 地域の活性化や地域事業者と大型店の協働に向けた取組

- ① 協働による活性化イベントの実施
- ② 販売促進のための一斉大売り出し、共通商品券、共同宣伝、ポイントカード等の共同事業の実施
- ③ テナントミックス事業（適正業種の適正配置、不足業種の誘致）
- ④ 地域経済を振興させるため地域内業者との取引拡大、市内の官公需の受注確保及び障がい者福祉施設等との積極的な取引

3 地域情報の発信

- ① 地域情報の発信

- ② 商店街空き店舗を情報発信、情報交換の場として活用
- ③ 地域情報の発信に対する協力、商店街及び店内掲示板の利活用、チラシ等への情報掲載
- ④ “吹田市商店街及び空き店舗ポータルサイト（平成22年8月プレオープン）”への参加、情報提供

4 地域雇用の確保

- ① 従業員の地元雇用の推進
- ② 正社員採用への配慮など、安定的雇用の確保
- ③ 障がい者の雇用の促進等に関する法律及び高齢者等の雇用の安定等に関する法律の遵守、これら法律の基準を上回る積極的な雇用の促進
- ④ 結婚や出産・育児を機に退職した女性の積極的な再雇用、及び母子家庭の母の積極的な雇用
- ⑤ 市内の大学、各種学校等からのインターンシップの受け入れ

5 大型店の撤退時対応・商店街の空き店舗の活用

- ① 地域商業活動からの撤退やその後の対応策に関する早期の情報開示、地域住民及び市への十分な情報提供
- ② 失業の発生や住民の買い物利便性の低下を極力抑えるための後継店の確保
- ③ 従業員の配置転換や再就職支援等による雇用の確保
- ④ 取引先企業の経営悪化防止への配慮
- ⑤ 適切な建物管理による店舗劣化に伴う環境悪化の防止
- ⑥ 地域課題に対応したコミュニケーションやテナントミックスの視点による不足業種の誘致などによる空き店舗の有効活用

6 地域資源の保全、景観形成、街並みづくりへの協力

- ① 店舗等の形態意匠（形・色・模様等）の街並みとの調和
- ② 植栽等による緑化の推進
- ③ 地域の良好な景観形成に向けた取組みへの積極的な協力
- ④ 吹田市景観まちづくり条例及び吹田市環境美化に関する条例等各種法令を遵守した地域の景観への配慮
- ⑤ 地域資源（歴史的景観・建造物、自然資源等）の保全
- ⑥ 祭りなど伝統行事の継承

- ・ 自主防犯体制（抽選・万引き等の防止対策）、再発防止に向けた家庭、学校、自治会など地域住民等との話し合い
- ・ 青少年非行防止のための声かけ、深夜営業時の警備強化

9 こども、高齢者、障がい者等への配慮

- ① 学校単位の職場体験学習、就業体験・インターンシップの受け入れ・協力
- ② 学校行事（文化祭、体育祭等）への支援
- ③ 高齢者、障がい者等に配慮した施設整備、施設・店舗へのユニバーサルデザインの導入、休憩スペース、スロープ、トイレ等の設置
- ④ 地域福祉活動への協力
- ⑤ 高齢者、障がい者、新生児のいる家庭等、外出しにくい人を対象とした宅配サービスの実施
- ⑥ 子ども達への声かけ、地域の見守り事業及び子ども110番運動への協力
- ⑦ 商店街の空き店舗を活用した地域福祉の拠点づくり、高齢者の交流、子育て支援、市民の溜まり場の設置
- ⑧ 大型店、商店街等を巡る循環バスの運行

1.0 交通対策

- ① 混雑時の交通整理員の配置
- ② 駐車場等の整備
- ③ 交通渋滞対策
- ④ 飲酒運転の検挙に係る啓発活動への協力
- ⑤ 地域における交通安全活動への参加

7 環境対策、リサイクルの推進

- ① 店舗周辺の清掃活動
- ② 廃棄物抑制対策及びリサイクル対策の実施
 - ・ レジ袋の削減、マイバッグ運動の推進
 - ・ ゴミの減量化、簡易包装の推進
 - ・ 食品トレイ、牛乳パック等の回収リサイクル
- ③ 適切な廃棄物の処理
 - ・ 廃棄物の自己処理の徹底
 - ・ 食品廃棄物の有効活用の推進
 - ・ 周辺への悪臭や衛生上の問題に配慮した適切な対策
 - ・ ゴミ箱の適切な設置による来客者のポイ捨ての防止
- ④ 騒音対策の実施
 - ・ 深夜、早朝における静穏な生活環境の保持
 - ・ 遮音壁等の設置や緑地帯の確保による騒音の緩和
 - ・ 荷預き作業や営業宣伝活動に伴う騒音に対する配慮
 - ・ 低騒音機器の積極的導入
- ⑤ ヒートアイランド・地球温暖化対策の実施
 - ・ 敷地内緑化及び店舗屋上、壁面の緑化の推進
 - ・ 駐車場内におけるアイドリングストップの呼びかけ
 - ・ 太陽光発電パネルや小型風力発電装置等の新エネルギー設備の導入推進
 - ・ LED照明機器等の省エネ機器の導入推進
 - ・ 過剰な照明の削減及び冷暖房設備の適切な稼働設定

8 安心・安全な地域づくりの推進

- ① 市との災害時の物資の供給等に関する協定締結
- ② 地域の住民、市、関係団体等との共同避難訓練の開催
- ③ 避難場所の提供（駐車場等）
- ④ 街路灯及び防犯カメラの設置・維持管理及びそのための経費負担
- ⑤ AEDの設置、救命講習受講への積極的な取り組み
- ⑥ 防犯、青少年非行防止対策の実施
 - ・ 人通りの少ない場所における警備員や従業員による定期的な巡回、照明、防犯カメラの設置等犯罪や非行防止対策等の実施

官公需実績推移

契約検査室

年度	区分	官公需実績		うち市内中小業者実績			
		件数 件	金額 千円	件数 件	比率 %	金額 千円	比率 %
平成12年度 (2000年度)	物件	35,597	8,564,089	16,204	45.5	1,826,005	21.3
	工事	716	7,626,671	634	88.5	5,731,633	75.2
	役務	7,145	7,033,427	3,395	47.5	2,209,902	31.4
	計	43,458	23,224,187	20,233	46.6	9,767,540	42.1
平成13年度 (2001年度)	物件	29,741	5,548,153	14,406	48.4	708,242	12.8
	工事	1,086	9,044,715	988	91.0	6,604,676	73.0
	役務	7,693	8,571,819	3,126	40.6	3,507,029	40.9
	計	38,520	23,164,687	18,520	48.1	10,819,947	46.7
平成14年度 (2002年度)	物件	27,506	5,034,728	13,166	47.9	798,962	15.9
	工事	1,189	9,315,094	1,063	89.4	6,162,706	66.2
	役務	7,508	8,727,543	3,422	45.6	3,821,952	43.8
	計	36,203	23,077,365	17,651	48.8	10,783,620	46.7
平成15年度 (2003年度)	物件	27,919	5,316,821	12,367	44.3	782,251	14.7
	工事	1,055	8,882,687	959	90.9	5,412,925	60.9
	役務	7,672	8,186,461	3,330	43.4	3,617,165	44.2
	計	36,646	22,385,969	16,656	45.5	9,812,341	43.8
平成16年度 (2004年度)	物件	26,631	5,398,233	12,243	46.0	761,552	14.1
	工事	1,138	8,342,700	1,012	88.9	5,056,108	60.6
	役務	8,205	8,690,004	3,805	46.4	3,992,617	45.9
	計	35,974	22,430,937	17,060	47.4	9,810,277	43.7
平成17年度 (2005年度)	物件	26,621	4,859,794	11,736	44.1	665,472	13.7
	工事	1,087	7,725,970	941	86.6	4,277,244	55.4
	役務	8,257	8,790,732	3,714	45.0	4,056,379	46.1
	計	35,965	21,376,496	16,391	45.6	8,999,095	42.1
平成18年度 (2006年度)	物件	26,019	5,059,486	11,619	44.7	626,575	12.4
	工事	1,102	9,784,127	977	88.7	4,920,241	50.3
	役務	8,099	8,585,631	3,616	44.6	3,929,273	45.8
	計	35,220	23,429,244	16,212	46.0	9,476,089	40.4
平成19年度 (2007年度)	物件	25,192	4,754,895	9,892	39.3	873,283	18.4
	工事	948	11,451,177	878	92.6	5,105,893	44.6
	役務	7,730	8,172,010	3,205	41.5	2,878,333	35.2
	計	33,870	24,378,082	13,975	41.3	8,857,509	36.3
平成20年度 (2008年度)	物件	26,125	4,546,508	10,312	39.5	817,612	18.0
	工事	1,008	14,494,937	920	91.3	4,977,180	34.3
	役務	8,182	8,677,601	3,420	41.8	3,061,112	35.3
	計	35,315	27,719,046	14,652	41.5	8,855,904	31.9
平成21年度 (2009年度)	物件	25,114	4,888,754	9,738	38.8	933,906	19.1
	工事	1,030	18,198,139	950	92.2	4,928,011	27.1
	役務	8,163	9,410,453	3,553	43.5	3,380,564	35.9
	計	34,307	32,497,346	14,241	41.5	9,242,481	28.4

各室課(かい)長殿

財務部長

物品購入における市内業者優先発注について(通知)

標題のことについて、物品購入の契約に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業を取り巻く厳しい状況を踏まえ、地元中小業者の受注機会の増大に努めているところです。

しかし、平成21年度における官公需の調査によると、本市の市内業者への契約実績は32.6%で、そのうち市内中小業者への契約実績は28.4%に留まっています。また、物品の区分については、市内業者への契約実績は42.2%でしたが、市内中小業者に限ると19.1%に留まっている状況です。

この状況を改善していくため、今後、競争性、経済性、納入条件を確保しながら、市内業者の支援、地元経済の活性化を図る観点から、受注機会を確保するため、入札及び見積合せにおいて指名順位を設定するなど、市内業者へ優先的に発注する仕組みを物品購入において平成23年度に導入する予定です。

つきましては、契約検査室取扱分について下記のとおり10月1日から物品購入における市内業者優先発注の試行を行います。

記

- 1 指名業者の選定は、物品購入等に応じ、吹田市競争入札参加者選定規程(昭和40年訓令第6号)第7条に規定する有資格者名簿に記載されている入札参加希望種目の業者をもって行う。
- 2 指名業者の選定の優先順位は、次の各号のとおりとし、目安とする業者数に達するまで選定を行う。ただし、参加希望種目の業者数が少ない等特別な理由がある場合は、この限りでない。
 - (1) 第1順位 参加希望種目の希望順位を第1位とする市内業者
 - (2) 第2順位 参加希望種目の希望順位を第2位とする市内業者
 - (3) 第3順位 参加希望種目の希望順位を第1位とする市外業者
- 3 「市内業者」とは市内に本店、支店又は営業所がある業者を、「市外業者」とは市内業者以外の業者をいう。
- 4 指名業者の選定数は、予定価格に応じ、次の各号の業者数を目安とする。
 - (1) 予定価格が80万円未満の物品購入 5者以上
 - (2) 予定価格が80万円以上の物品購入 8者以上
- 5 10月1日から物品購入における市内業者優先発注の試行を行う。

受理	平成22年12月13日	請願第3号
件名	官公需の地元優先発注、中小業者の仕事起こしを求める請願	
請願者	吹田市川園町20番1号 吹田民主商工会 会長 山口 正史 ほか7人	
請願の要旨	<p>吹田市が今年1月に実施した全事業所実態調査（回答数1,556事業所）によると、「ここ3年の売上動向」について、「増加している」は140社のみで、「減少している」が1,005社、「横ばい」が364社という実態です。</p> <p>大変厳しい経営環境下にあつて地域経済の底上げを図る緊急の経済対策が切実に求められています。そのための施策として官公需の「工事」、「物品」（10月1日から「市内業者優先発注の試行」を実施）、「役務」の全てにわたつて分離分割発注を徹底し、地元中小業者優先発注を原則とすることは地域経済を循環させるものとして大変有効です。特に、計画されている市営住宅の建設については、地元発注を徹底することが住民感情からも期待されています。また、小規模な修繕等については零細業者に仕事が回されるような仕組み（小規模工事契約希望者登録制度、全国で439自治体が実施）をつくることが重要です。</p> <p>第2は、住宅をリフォーム改修する家庭に対して資金の一部を助成する制度を創設して、吹田市内の建設関連の仕事を起こすことです。常設の制度ではなく期限を切った経済対策として導入します。この制度を導入した自治体は何倍もの経済効果を生み出しています。</p> <p>吹田市産業振興条例は、産業基盤の安定及び強化並びに地域経済の循環及び活性化を図ることで、「就労機会の増大」や「安心安全な市民生活の確保」に資することを目的として掲げ（第1条）、「市内の中小企業者の受注機会の増大を図る」ことを産業施策の方針として確立しました（第4条）。この趣旨にのつとつて改善を図ることで、市内中小業者に仕事が回り、地域経済の循環が促進されるよう、下記の事項を請願いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 官公需の地元発注割合を件数だけではなく金額の面でも大幅に高めるとともに、分離分割発注を徹底することで、より多くの地元中小企業・中小業者に仕事が回るように改善すること。</p>	

請願の要旨	<p>2 予定されている市営住宅の建設については、原則として地元企業・中小業者優先発注とすること。</p> <p>3 全国439自治体で実施されている「小規模工事契約希望者登録制度」を創設すること。</p> <p>4 期限を切った緊急経済対策として、全国154自治体で実施している「住宅リフォーム助成制度」を創設すること。</p>
紹介議員	村口 始 澤田 雅之 山本 力 竹村 博之
付託	建設委員会 4

22 吹議議第 850 号
平成 22 年 12 月 27 日
(2010 年)

請 願 者

吹田民主商工会

会長 山口 正史 様

吹田市議会議長 由上 勇



請願の審議結果について (通知)

平成 22 年 12 月 13 日付けをもって受理した次の請願は、本市議会平成 22 年 12 月定例会において、採択と決定しましたから通知します。

記

件 名

請願第 2 号及び請願第 3 号

官公需の地元優先発注、中小業者の仕事起こしを求める請願

広島市小規模修繕発注状況

平成20(2008)年度

平成21(2009)年度

2005~2009年度

【5年合計】

内 訳	A)小規模修繕該当のうち小規模事業者発注				(B)÷(A)				A)小規模修繕該当のうち小規模事業者発注				(B)÷(A)				(A)小規模修繕該当分				(B)÷(A)			
	件数	金額	件数	金額	件数比	金額比	件数	金額	件数比	金額比	件数	金額	件数比	金額比	件数	金額	件数比	金額比	件数	金額	件数比	金額比		
安 佐 南 区	76	9,738,464	54	7,253,639	71.1%	74.5%	96	7,202,325	88	6,720,397	91.7%	93.3%	299	29,010,212	219	21,532,068	73.2%	74.2%	299	29,010,212	219	21,532,068	73.2%	74.2%
安 佐 北 区	76	6,431,352	40	2,173,130	52.6%	33.8%	50	4,084,003	25	1,127,613	50.0%	27.6%	289	29,796,720	82	4,200,058	28.5%	14.1%	289	29,796,720	82	4,200,058	28.5%	14.1%
西 区	74	7,053,028	56	5,505,916	75.7%	78.1%	32	1,659,921	32	1,659,921	100.0%	100.0%	302	23,725,751	195	13,597,744	64.6%	57.3%	302	23,725,751	195	13,597,744	64.6%	57.3%
中 区	41	5,942,865	6	1,603,350	14.6%	27.0%	24	1,941,812	1	29,400	4.2%	1.5%	155	16,160,116	11	1,826,002	7.1%	11.3%	155	16,160,116	11	1,826,002	7.1%	11.3%
南 区	55	5,297,941	1	26,500	1.8%	0.5%	73	5,594,280	7	484,500	9.6%	8.8%	276	21,413,290	25	1,749,770	9.1%	8.2%	276	21,413,290	25	1,749,770	9.1%	8.2%
安 芸 区	46	3,269,254	16	618,093	34.8%	18.9%	40	4,334,599	12	1,396,479	30.0%	32.2%	244	22,144,121	31	2,154,222	12.7%	9.7%	244	22,144,121	31	2,154,222	12.7%	9.7%
佐 伯 区	62	4,906,415	0	0	0.0%	0.0%	45	4,334,698	11	646,070	24.4%	14.9%	228	25,040,902	20	2,831,267	8.8%	11.3%	228	25,040,902	20	2,831,267	8.8%	11.3%
東 区	29	3,115,585	6	132,510	20.7%	4.3%	43	2,619,505	7	296,095	16.3%	11.3%	92	6,941,670	24	1,251,515	26.1%	18.0%	92	6,941,670	24	1,251,515	26.1%	18.0%
【区 計】	459	45,754,904	179	17,313,138	39.0%	37.8%	403	31,771,143	183	12,370,525	45.4%	38.9%	1,884	174,232,782	607	49,142,646	32.2%	28.2%	1,884	174,232,782	607	49,142,646	32.2%	28.2%
(構成比)	12.9%	11.9%	48.8%	33.2%			11.0%	7.9%	38.2%	21.2%			10.1%	8.7%	34.4%	22.3%	339.2%							
教委(除下段)	42	3,431,191	2	15,477	4.8%	0.5%	24	2,490,967	7	821,572	29.2%	33.0%	277	30,763,253	51	9,236,486	18.4%	30.0%	277	30,763,253	51	9,236,486	18.4%	30.0%
教委(学・幼)	2,736	284,135,384	50	6,327,575	1.8%	2.2%	2,970	328,434,193	148	20,523,562	5.0%	6.2%	14,326	1,527,030,518	440	63,193,209	3.1%	4.1%	14,326	1,527,030,518	440	63,193,209	3.1%	4.1%
【教委計】	2,778	287,566,575	52	6,343,052	1.9%	2.2%	2,994	330,925,160	155	21,345,134	5.2%	6.5%	14,605	1,557,793,771	491	72,429,695	3.4%	4.6%	14,605	1,557,793,771	491	72,429,695	3.4%	4.6%
(構成比)	78.1%	74.7%	14.2%	12.2%			82.0%	82.1%	32.4%	36.5%			78.5%	77.7%	27.8%	32.9%								
都市整備局	24	12,934,950	24	12,934,950	100.0%	100.0%	22	10,620,204	21	10,252,704	95.5%	96.5%	57	27,634,614	53	26,490,954	93.0%	95.9%	57	27,634,614	53	26,490,954	93.0%	95.9%
消防局	62	12,151,209	54	10,736,101	87.1%	88.4%	48	6,884,641	43	6,201,406	89.6%	90.1%	300	45,703,726	221	34,426,212	73.7%	75.3%	300	45,703,726	221	34,426,212	73.7%	75.3%
経済局	61	10,774,621	18	1,264,183	29.5%	11.7%	99	13,906,794	44	5,024,928	44.4%	36.1%	380	61,357,025	98	12,326,538	26.1%	20.1%	380	61,357,025	98	12,326,538	26.1%	20.1%
市民局	15	1,042,638	13	996,963	86.7%	95.6%	20	2,559,082	7	425,356	35.0%	16.6%	157	15,316,709	32	2,523,621	20.4%	16.5%	157	15,316,709	32	2,523,621	20.4%	16.5%
環境局	35	4,414,648	12	1,433,118	34.3%	32.5%	13	1,348,410	13	1,348,410	100.0%	100.0%	178	20,379,785	72	6,755,379	40.4%	33.1%	178	20,379,785	72	6,755,379	40.4%	33.1%
企画総務局	40	4,525,006	0	0	0.0%	0.0%	19	2,190,840	0	0	0.0%	0.0%	201	16,457,565	4	197,169	2.0%	1.2%	201	16,457,565	4	197,169	2.0%	1.2%
都市活性化局	40	3,451,087	6	295,050	15.0%	8.5%	15	571,819	3	34,650	20.0%	6.1%	420	35,298,745	89	2,812,300	21.2%	8.0%	420	35,298,745	89	2,812,300	21.2%	8.0%
健康福祉局	7	568,100	4	265,805	57.1%	46.8%	6	295,680	1	151,095	16.7%	51.1%	204	15,030,860	50	3,538,397	24.5%	23.5%	204	15,030,860	50	3,538,397	24.5%	23.5%
こども未来局	26	822,013	3	65,047	11.5%	7.9%	6	648,826	4	436,726	66.7%	67.3%	6	506,089	2	96,600	33.3%	19.1%	6	506,089	2	96,600	33.3%	19.1%
道路交通局	3	377,989	0	0	0.0%	0.0%	3	128,100	2	96,600	66.7%	75.4%	45	8,669,947	16	2,534,007	35.6%	29.2%	45	8,669,947	16	2,534,007	35.6%	29.2%
下水道局	0	0	0	0	0.0%	0.0%	5	993,699	3	764,799	60.0%	77.0%	1,948	246,374,865	638	91,700,177	32.8%	37.2%	1,948	246,374,865	638	91,700,177	32.8%	37.2%
【局 計】	313	51,062,261	134	27,991,217	42.8%	54.8%	256	40,148,095	141	24,736,674	55.1%	61.6%	1,948	246,374,865	638	91,700,177	32.8%	37.2%	1,948	246,374,865	638	91,700,177	32.8%	37.2%
(構成比)	8.8%	13.3%	36.5%	53.7%			7.0%	10.0%	29.4%	42.3%			10.5%	12.3%	36.1%	41.7%								
市立大学	5	602,700	2	488,250	40.0%	81.0%	0	0	0	0	0.0%	0.0%	158	26,537,174	30	8,820,222	19.0%	25.7%	158	26,537,174	30	8,820,222	19.0%	25.7%
(構成比)	0.1%	0.2%	0.5%	0.9%			0.0%	0.0%	0.0%	0.0%			0.8%	1.3%	1.7%	3.1%								
《合 計》	3,555	384,986,440	367	52,135,657	10.3%	13.5%	3,653	402,844,398	479	58,452,333	13.1%	14.5%	18,595	2,004,938,592	1,766	220,092,740	9.5%	11.0%	18,595	2,004,938,592	1,766	220,092,740	9.5%	11.0%
(構成比)	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%			100.0%	100.0%	100.0%	100.0%								
1件平均		108,294		142,059				110,276		122,030				107,821		124,628								